

◎賛助奏者の招聘に係る手順の確認について

令和6年1月20日
役員会・選曲委員会申し合わせ

倉敷管弦楽団（以下「本楽団」という。）の演奏を支援いただく賛助奏者の招聘については、以下の手順で行うことを確認する。

1 定義

賛助奏者はエキストラと団友で構成し、本楽団におけるそれぞれの定義を次のとおりとする。

- (1) エキストラとは、有償で本楽団の演奏を賛助する者をいう。
- (2) 団友とは、無償で本楽団の演奏を賛助する者をいい、本楽団からの依頼を受けて演奏会等に参加する者を「団友（賛助奏者）」、入団を希望して演奏会等に参加する者を「団友（入団希望者）」とする。

2 団友の待遇

- (1) 「団友（賛助奏者）」の待遇については、経費（謝礼、交通費及び宿泊費）の支出以外は原則としてエキストラと同様とする。
- (2) 「団友（入団希望者）」の待遇については、原則として団員と同様とする。
- (3) 「団友（賛助奏者）」及び「団友（入団希望者）」のいずれについても、演奏会等のパンフレットには単に「団友」と表記する。

3 選曲委員会及び役員会の会議におけるエキストラの要否の把握

エキストラ招聘に係る経費は演奏会等のコストとして把握する必要がある。このため規約第13条第4項第3号の規定を踏まえ、選定及び決定された曲目に係るエキストラの要否については、選曲を協議する会議の中で選曲委員及びパートマネージャーが可能な限り言及し、情報を共有すること。

また、会議の主催者は、選定及び決定された曲目に係るエキストラの要否を会議の中で確認するよう努めること。

【参考：規約第13条】

(選曲委員会)

第13条 本楽団に選曲委員会を置く。

- 2 選曲委員会は、演奏会での演奏曲目案等に関する選定機関とし、団員総会において選出された選曲委員でこれを構成する。
- 3 選曲委員会は、選曲委員の互選により選出された委員長が招集する。
- 4 選曲委員会においては、次に掲げる事項を選定し役員会に提案する。
 - (1) 本楽団の演奏技術を勘案した演奏曲目案等
 - (2) 本楽団の演奏履歴を勘案した演奏曲目案等
 - (3) 演奏者の確保が可能な演奏曲目案等**
 - (4) その他本楽団の演奏に必要な観点から検討した演奏曲目案等
- 5 役員会は、選曲委員会の選定した事項を最大限に尊重して演奏会での演奏曲目等を決定しなければならない。

4 選曲委員会及び役員会の会議で把握できなかったエキストラを招聘する場合

パートマネージャーは、演奏会等に参加する予定であった団員が事情により参加できなくなった場合等、会議で把握されていないエキストラを招聘するときは、速やかにインスペクターに協議すること（インスペクターとの協議以外でエキストラ招聘が発覚するような事態を避けること。）。

インスペクターは、上記協議があったときは、楽団の収支状況を勘案し、必要に応じて役員会での協議を経てエキストラ招聘の可否を判断すること。

5 団友の招聘

団友の招聘についても、上記3及び4のエキストラ招聘の手順を準用すること。

6 その他

賛助奏者の招聘に係る手順について疑義が生じたときは、選曲委員会及び役員会で協議の上、対応する。